

経営革新等支援機関に認定されました

2016年7月4日

弁護士法人さくら北総法律事務所

弁護士法人さくら北総法律事務所（本店：千葉県佐倉市 代表社員：林晋也）は、2016年6月17日、経済産業省・中小企業庁より、経営革新等支援機関に認定されました。

当法人は、引き続き、「皆様に選ばれる、信頼のリーガルプロフェッショナルグループ」を、目指すべく邁進して参ります。

【経営革新等支援機関認定制度の概要】

経営革新等支援機関認定制度は、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を、経営革新等支援機関として国が認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するものです。

詳細は、中小企業庁ホームページ（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/index.html>）をご覧ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

弁護士法人さくら北総法律事務所 船橋事務所 電話：047-460-2700 （平日 9:00～17:00）